

## 神奈川県不整脈研究会会則

### 総 則

- 第1条 本会は、神奈川県不整脈研究会（Kanagawa Heart Rhythm Society, KHRS）と称す。
- 第2条 本会は、事務局を代表幹事の所属先に置く。

### 目的及び事業

- 第3条 本会は神奈川県地域の循環器病学、不整脈学を専門とする医療関係者が、知識や技術の教育の享受、最新の研究発表などを行うことから、不整脈領域の専門性の発展をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 年2回の学術集会の開催。
  2. 学術集会の記録集の刊行。
  3. その他の事業。

### 会 員

- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
1. 正会員
  2. 企業会員
  3. 賛助会員（展示企業）
- 第6条 正会員とは神奈川県在住または神奈川県内の医療施設、研究施設に籍をおく、医療従事者、医療関連職従事者で、本会の主旨に賛同した個人を言う。
- 第7条 賛助会員とは本会の目的に賛同する個人または団体で、正会員の推薦に基づき幹事会の承認を経て、所定の会費、参加費を納めたものを言う。
- 第8条 会員は学術集会記録集の配布をうけ、学術集会に研究成果を発表できる。
- 第9条 本会に入会しようとするものは本会事務局に申し込むものとする。
- 第10条 会員は次の場合にその資格を喪失するものとする。
1. 退会の希望を本会事務局に申し出たとき。
  2. 死亡または失踪宣告のとき。
  3. 本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為があったと幹事会が決定したとき。

### 役 員

- 第11条 本会に次の役員を置く
1. 名誉会員、
  2. 特別会員、
  3. 代表幹事、
  4. 副代表幹事、
  5. 常任幹事若干名、
  6. 幹事若干名、
  7. 監事2名、
  8. 研究会会長
- 第12条 本会の役員は次の規定により選出する。

1. 名誉会員：本研究会の代表幹事を歴任した幹事で、幹事会の承認を得た会員
2. 特別会員：本研究会の研究会会長を歴任した幹事で、幹事会の承認を得た会員
3. 代表幹事、副代表幹事：常任幹事の中から互選で選任
4. 常任幹事、幹事：代表幹事の推薦により幹事会の議を経て選任
5. 監事：幹事の互選により選任
6. 研究会会長：代表幹事の提案により幹事会で選任

第13条 本会の役員は次の職務を行う。

1. 代表幹事は本会を代表し会務を統括する。
2. 代表幹事に支障のあるときは副代表幹事はその職務を代行する。
3. 常任幹事、幹事は会則に従い重要事項を審議決定し、会務を遂行する。
4. 会計監査は会務を監査する。
5. 研究会会長は常任幹事のなかから常任幹事・幹事会で選ぶ。

第14条 本会の役員任期は次のとおりとする。

1. 代表幹事、副代表幹事、常任幹事、幹事、会計監査の任期は3年とする。以上の役員は再任を妨げない。
2. 研究会会長の任期は前研究会終了から担当研究会終了までとする。
3. 本研究会の名誉会員、特別会員を除いた役員は、理由を申し出ずに連続4回欠席の場合は原則として退任となる。

#### 会 議

第15条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 幹事会
2. 総会

第16条 幹事会は名誉会員、特別会員、代表幹事、副代表幹事、常任幹事、幹事、監事、研究会会長で構成し、学術集会開催当日の研究会開催前に会議を行う。代表幹事が議長を行う。そのほかにも、代表幹事は必要と認めた場合この会を招集することができる。

第17条 議決は常任幹事・幹事会で行い、出席者の半数を越える賛同がなければならぬ。

第18条 研究会会長は、担当研究会の概要を幹事会で報告する。

第19条 代表幹事は研究会会長とともに幹事会で決定した事項を総会で報告する。

#### 会 計

第18条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあたる。

第19条 本会の会費は細則の定めるところによる。

第20条 本会の監事による会計監査は、年1回とし、次回の研究会、幹事会で監査報告を行う。

第21条 会計、事務執務は事務局に一任する。

会則の改訂

第22条 本会の会則は幹事会の承認を経て改訂することができる。

補 則

第23条 本会の会則施行に必要な細則は幹事会の議を経て別に定める。

細 則

第1条 本会会費

学術集会時に以下の規定で会費を納入する。

正会員 2,000円/回

企業会員 30,000円/回

賛助会員（展示企業） 70,000円/回（参加費30,000円/回）

<付則>

- \* 本会則は研究会名改正により平成20年2月8日より施行する。
- \* 平成20年2月8日より施行の会則を幹事会の承認により平成21年9月12日より一部改正し上記とする。
- \* 平成20年2月8日より施行の会則を幹事会の承認により平成25年3月2日より施行一部改正し上記とする。